



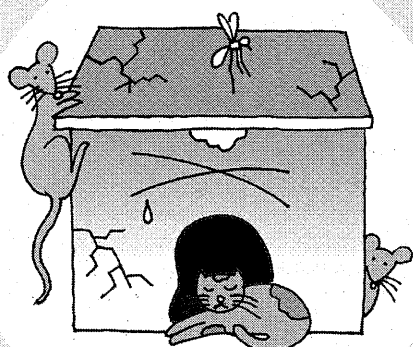
大阪の空き家コールセンター®

空き家を何もせず放っておくと どうなる？

相談
無料

景観の悪化

樹木や雑草が繁茂し、
道路や隣地にはみ出します。



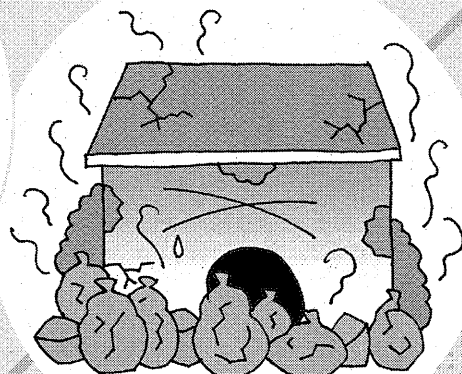
近所迷惑

ネコ、ネズミ、イタチなど小動物のすみかになったり、
ハエ、蚊などの害虫の大量発生につながります。



破損・雨漏り・ 建物の老朽化

屋根の破損や窓ガラスの割れ、
外壁の破損は雨漏りにつながります。
雨漏りにより天井や床が腐り、
建物の劣化を加速させます。



ごみ問題

ごみなどの不法投棄を誘発する
おそれがあります。

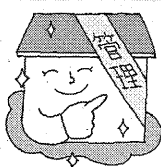
空き家

を持ったらどうしたらよいの？

しばらく使わない！なら…

空き家をしっかり管理する

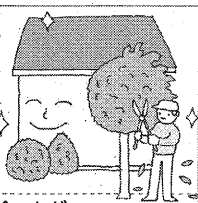
誰が、どうやって
管理するか事前に
決めましょう。



できるだけ、
こまめに手入れを行いましょう。

お手入れの項目

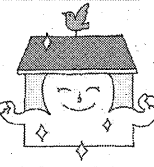
- ☐ 敷地と玄関周りの清掃、
庭木の剪定、草取り
- ☐ ごみや不法投棄の確認
- ☐ 通風、換気、通水、
郵便ポストの管理
- ☐ 雨漏り、カビの確認
- ☐ 屋根や外部まわりの点検 など



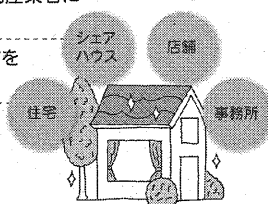
利活用したい！なら…

空き家を売却・賃貸する

空き家にして
おくのではなく、
売却や賃貸する
ことで、住まいや
店舗などに活用しましょう。



- 地域の不動産業者に
相談する。
- 空家バンクを
利用する。



空き家を除却（解体）する

売却や賃貸が困難な
空き家は、周辺に
迷惑がかから
ないように
除却しましょう。



除却後は、売却や賃貸、
自ら活用するなど、
不法投棄などされないように
活用を考えましょう。

- 地域の不動産業者に相談する。
- 隣地の方に売却等を相談する。

そのほかにも こんな影響も…

令和5年12月に 空家等対策の推進に関する特別措置法 が改正されたことにより、
●市町村の指導・勧告の対象範囲が拡大しました。
●「管理不全空家」および「特定空家」として勧告を受けた場合は、固定資産税の
住宅用地特例が解除され、税負担が大幅に増える可能性があります。

空き家に関するご相談は、「大阪の空き家コールセンター®」へ

詳しくは裏面をご覧ください ➡

空き家のワンストップ電話相談窓口です。

ご相談内容をお聞きし、担当者から折り返しご連絡させていただきます。
大阪府にある空き家のお悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。



時間 平日10:00-16:00

06-6210-9814

Q A よくあるご質問

Q 相談料はかかるのでしょうか？

A 基本無料です。

※相談内容によっては、有償サービスをご提案させて頂くことがあります。

Q 休日は電話受付していないのでしょうか？

A 平日10:00～16:00の受付となります。

Q 大阪府民以外は利用できないのでしょうか？

A 大阪府民以外の方でも、大阪府内に空家を所有されていれば、利用できます。

Q どのような相談ができるのでしょうか？

A 例えば、

空き家の管理方法がわからない

賃貸・売却する方法が知りたい

DIY賃貸が出来る物件を探している

何から手をつけたらいいかわからない

相続登記の義務化で何が変わるの

相続したらどうすればよいの

などのご相談に対応します。

大阪の空き家コールセンター®の仕組み

大阪の空き家コールセンター®は、複数の団体で運営しています。

市町村別に担当しているため、ご相談いただく空き家の所在地によって
折返しのご連絡をさせていただく団体が異なります。

※一部の市町村によっては、相談先をご案内するのみとなります。

エリア別の相談対応団体はこちらでご確認いただけます



相談対応を実施している団体はこちら



一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会



一般社団法人

大阪府不動産コンサルティング協会



NPO法人大阪空き家相談センター



一般社団法人

既存住宅・空家プロデュース協会

〈発行〉

大阪の住まい活性化フォーラム 事務局:  大阪府 TEL:06-6941-0351(内線3036)



大阪の 住まい活性化フォーラム

「大阪の住まい活性化フォーラム」は、大阪府等公的団体と既存住宅流通やリフォーム・リノベーションに関わる民間団体、事業者で構成された団体です。



大阪の 住まい活性化フォーラム

住まいの相談窓口 のご案内

リフォームや
増改築を考えて
いるけど、
どれくらい費用が
かかるんだろう？

住まいに不具合
がないか調べたい
・住まいを耐震化
したい

実家が古くなった
から建替え
たいなあ

家を売りたい
・貸したい



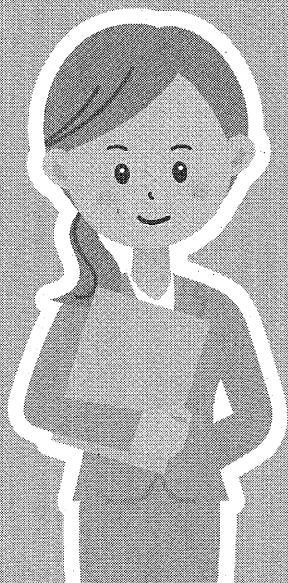
“住まい”についてお気軽にご相談ください！

電話相談が15分まで無料です

実際に相談されたい場合は、
裏面をご覧ください



法律や税関係など、専門的なご相談もしていただけます。



〈発行〉

大阪の住まい活性化フォーラム 事務局:  大阪府 TEL: 06-6941-0351 (内線3036)



大阪の 住まい活性化フォーラム

「大阪の住まい活性化フォーラム」は、大阪府等公的団体と既存住宅流通やリフォーム・リノベーションに関わる民間団体、事業者で構成された団体です。

住まいの様々なご相談に応じます。〔電話相談が15分まで無料〕

住まいに関してお悩みがある場合は、下記窓口にお気軽にご相談ください。

○:対応可能な分野 ◎:特に得意な対応分野

団体名	電話番号 (※)内は受付時間	相談分野			備考
		建築・ リフォーム	耐震	不動産 流通	
(公社)大阪府建築士	06-6947-1966 (13時～16時)	◎	○		建築のプロフェッショナルである建築士が、電話・面談・現地において、建築の疑問点、耐震診断、インスペクション、リフォーム、増改築、建て替えなど、建築に関する技術的な相談に対応します。
(公社)全日本不動産協会 大阪府本部	06-6947-0341 (10時～16時) ※来所相談・完全予約制			◎	業界最古の歴史を誇る不動産業者の全国組織です。社会への貢献と業界の健全な発展に寄与するよう活動しています。不動産に関する相談に対応致します。
(一社)大阪府宅地建物 取引業協会	0570-783-810 (10時～11時30分/ 13時～15時30分)			◎	大阪府下最大の不動産団体です。相談員(当協会の会員)が、不動産取引に関する相談に対応致します。
(一社)大阪府不動産 コンサルティング協会	06-6261-3340 (10時～16時)	◎	○	◎	不動産に関連する様々な免許や資格を持つ専門家集団で、ワンストップで総合的な相談を受けることができます。相続登記未了の空き家や売れない、貸せない空き家などの相談にも対応しています。
(一社)関西住宅産業協会	06-4963-3669 (10時～16時)	◎	○	◎	総合建設業、地域ビルダー、建物管理業、流通業など多様な事業者を擁しており、総合的な相談をお受けします。大阪府住宅リフォームマイスター登録団体でもあります。
(一社)既存住宅・空家 プロデュース協会	06-7897-2149 (9時～16時)	◎	○	◎	空き家の管理・活用を促進するための、建築、不動産、法律、瑕疵保険の専門家集団です。ワンストップ窓口として問題解決に向けてトータルにご相談をお受けします。マンション管理についてのご相談もお受けしております。
(NPO法人) 人・家・街 安全支援機構	0120-263-150 (9時～17時)	◎	◎	○	予想される巨大地震に備えて、市民・行政・専門家が一体となり、木造住宅の耐震化を支援・推進しているNPO法人です。建築士等が、住宅に関する幅広いご相談に対応します。
(NPO法人) 信頼できる工務店選び相談所 ・求められる工務店会	0120-46-5578 (9時～17時)	◎	◎		インスペクション、耐震診断・補強、高齢者や障がい者の心身両面に配慮した改修、省エネ化などの相談に対応し、建物性能向上により地域の住環境を地元の工務店がサポートします。
(一社)日本住宅リフォーム 産業協会 近畿支部	078-801-2537 (9時～17時)	◎	○		1983年10月に設立された日本初、国内最大の「リフォーム関連企業」の全国組織です。国交省の住宅リフォーム事業者団体に認定されているので、お気軽にご相談ください。

※相談の受付は平日(土日祝、年末年始、夏季休暇中除く)のみとなります。

住まいに不具合がないかを調べる建物状況調査(インスペクション)を実施するインスペクターも案内できます。

※各団体の案内できる建物状況調査(インスペクション)の詳細については、各団体にお問合せください。



住まいの相続や法律問題などの専門的な相談内容については、下記窓口にご相談ください。

団体名	電話番号	相談の専門分野
大阪司法書士会(司法書士総合相談センター)	06-6943-6099	相続・権利関係・相続登記義務化への対応
大阪弁護士会(財産管理人無料電話相談受付窓口)	06-6364-5500	財産管理等(関連する相続・成年後見等の法律問題も含む)
大阪府行政書士会	06-6943-7501	行政手続きに関すること
近畿税理士会(もしもし税金相談室)	050-8880-0033	税務一般
大阪土地家屋調査士会	面談のみ	土地境界・未登記の建物に関すること

空き家に関しては、こちらをご利用ください。

大阪の空き家コールセンター®

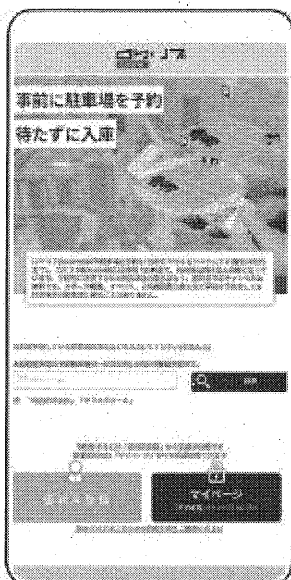
06-6210-9814

時間 平日10:00～16:00

詳しくはこちらを
ご確認ください。



予約駐車場ロケリブの ご利用方法



ロケリブ（Localrive）は貸し駐車場の予約を一日単位で行えるサービスです

スマホでカンタン予約！

14日前から予約でき、一日単位で利用可能！

クレジット払いで現金いらず！

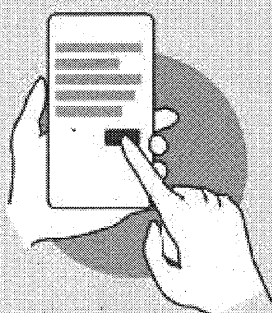
ご登録・予約はロケリブサイトからできます
URLを入力もしくはコードを読み取ってください

<https://www.localrive.jp>



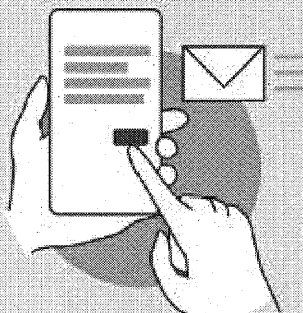
会員登録

仮会員登録



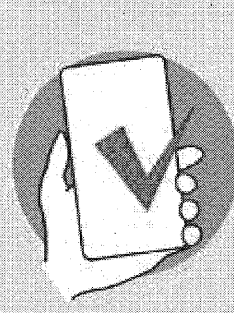
氏名や電話番号などの
会員情報を入力します

本利用登録



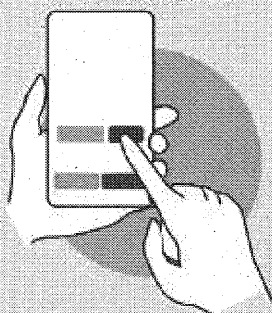
返信メールにある URL を開き、
本利用登録の必要事項を入力します

登録完了！



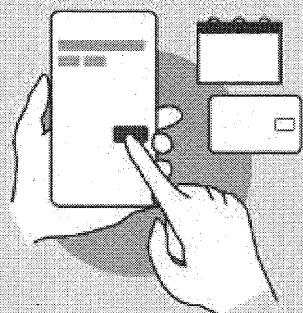
駐車場のご利用方法

駐車場検索



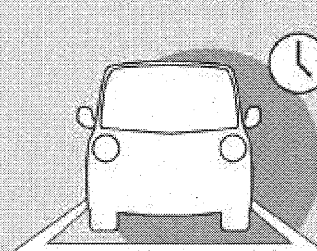
目的地や探している駐車場の地名
などを入力して検索します

駐車場予約



駐車場と日付を選択して予約
クレジット情報を入力し支払います

駐車場利用



予約時間は 0:00 ~ 23:59 まで
予約時間内であれば何度でも
車の出し入れが可能です

ご利用方法、ご不明な点等がございましたらロケリブホームページをご確認ください。

盲ろう、盲ろう者通訳・介助者派遣事業について

盲ろうとは

視覚と聴覚の障がい重複した状態を盲ろうといい、こうした障がいのある方を盲ろう者（児）といいます。

全盲ろう（ほとんど見えない、ほとんど聞こえない）、弱視ろう（少し見えるが、ほとんど聞こえない）、盲難聴（ほとんど見えず、少し聞こえる）、弱視難聴（少し見えて、少し聞こえる）

コミュニケーションの方法

コミュニケーションをする際には障がいの状態をよく確認し、どのような方法で対応できるかを十分把握することが重要です。

- 聴覚障がいから視覚障がいをともなった盲ろう者の方・・・触手話、弱視手話（接近手話）、指文字、筆談 など
- 視覚障がいから聴覚障がいをともなった盲ろう者の方・・・指点字、ブリスタ、耳元で聞き取りやすい声で復唱する など

盲ろう者通訳・介助者派遣事業

■対象者 大阪府内に居住する、身体障がい者手帳の1級又は2級の盲ろう者

■派遣対象 次の（１）から（３）のいずれにも該当しない場合に通訳・介助者を派遣します。

（１）通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、一部対象外。

（２）通訳・介助者自らが車両又は自転車等を運転して介助する場合

（３）公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

■利用料 派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けておこなおうとする活動に関して発生する通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、利用者の負担となります。

■利用申込 原則として派遣を希望する１０日前までに通訳・介助派遣を申請してください。あらかじめ利用登録が必要です。

■介護サービスを利用する場合にも本事業による通訳の支援が可能です

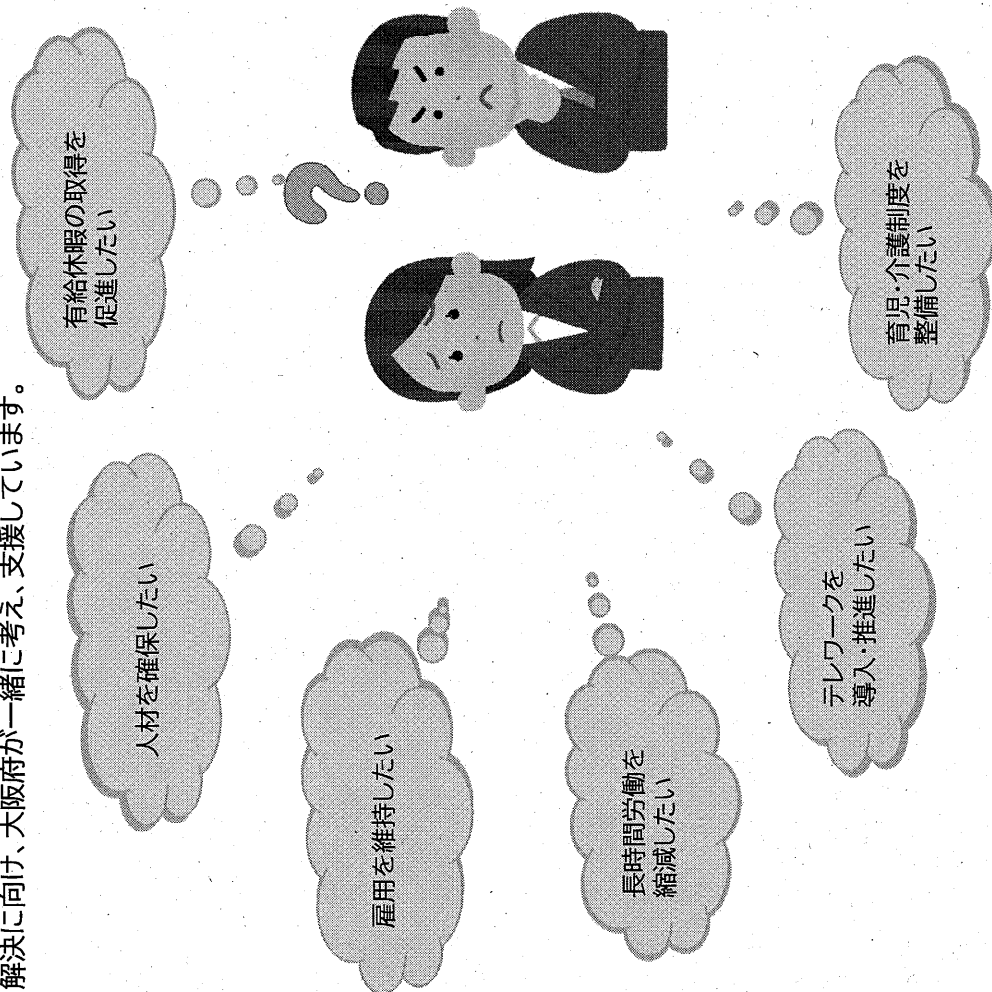
令和２年９月２３日付 厚生労働省事務連絡（抜粋）

盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者（以下、単に「支援者」という。）が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えない

■お問合せ窓口 社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会（盲ろう者等社会参加支援センター）TEL：06 - 6748 - 0588

大阪府 労働環境改善事業

中小企業の経営者・事業主のみならず「こんなお悩み」の解決に向け、大阪府と一緒に考え、支援しています。



《概要》

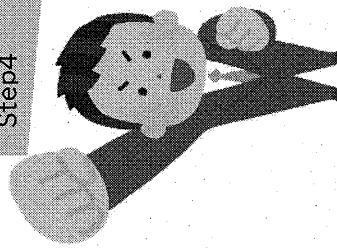
大阪府では、人材確保、育児・介護等の制度整備、業務効率化など、中小企業の様々なお悩みを伺いし、それぞれに応じた改善案を提案するとともに、その取組みの伴走支援を行っています。

Step1 中小企業から大阪府へ申込み

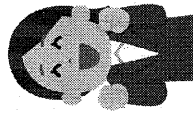
Step2 府職員が企業から悩みを伺いし、課題を整理※

Step3 関係機関と連携し、改善案をご提案

Step4 改善案の具体化に向けて伴走支援



悩みを解決し
企業の更なる
魅力向上へ



※ 直接訪問のほか、お電話やテレビ会議システムを使ったWEB方式が選択いただけます。
ご希望の方法をお選びください。

《お申込み・お問い合わせ先》

大阪府 商工労働部 雇用推進室 労働環境課 労働環境推進グループ

●TEL:06-6946-2605
月～金曜9:00～12:15、13:00～18:00
(土・日・祝日及び年末年始を除く)
●FAX:06-6946-2635

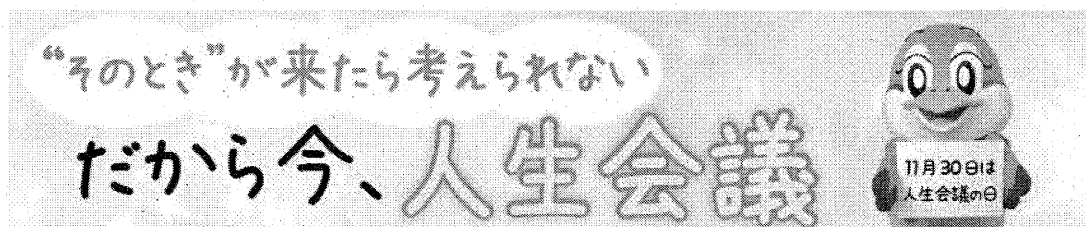
労働環境改善事業



アドバンス・ケア・プランニング（ACP、愛称『人生会議』）をご存じですか？



更新日：2024年1月25日



人生会議のページは新しくなりました。このページは、人生会議（ACP）について紹介しています。

令和5年度「人生会議の日」関連イベントのお知らせ

※このイベントは終了しています。

■府民講座の概要

タイトル：『府民公開講座－人生会議（ACP）と皮膚理解を深めよう！－』

開催日時：2023年12月17日（日曜日）14時00分から15時40分（開場予定 13時30分から）

会場：大阪梅田ツインタワーズ・ノース26階 1・2・3号室

大阪市北区角田町8番1号

参加費：無料（当日参加可能）YouTubeライブ配信

【第1部】14時10分から14時55分

「人生100年時代（自分らしく生きるために今から始める「人生会議」）」

大阪医科薬科大学訪問看護ステーション 管理者

林 佳美 先生

【第2部】14時55分から15時40分

「お肌トラブル対策！冬の多汗症とお肌ケア」

大阪皮膚科医会 会長

持田皮フ科 院長

持田 和伸 先生

※本講座はマルホ（株）との共催で人生会議のほか、皮膚疾患について理解を深めていただけます。

イベントの詳細については[こちら](#)から確認ください。

■「人生会議の日」市町村関連イベント情報

○島本町 令和5年11月30日（木曜日）14時から15時30分（13時30分から受付開始）

「人生会議（ACP）講演会 自分らしい生き方を選択しましょう」

<https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/33/20711.html>

○枚方市 令和5年11月30日（木曜日）14時から16時まで（13時30分より受付開始）

「言うとかんとわからへん！安心して生き残るための人生会議」

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kourei/0000049060.html>

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kourei/cmsfiles/contents/0000049/49060/chirasi.pdf>（イベントチラシ）

人生会議（ACP）啓発資材、研修支援事業について

啓発資料についてはこちら [「人生会議（ACP）啓発資料を配布しています」](#)

（参考）令和4年度作成の漫画については、こちらからも閲覧できます。⇒ [『みんなの人生会議』](#) [PDFファイル/12.59MB]

（参考）令和5年度作成の事業者向け『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』に関するフライヤーについては、こちらからも閲覧できます。⇒ [『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』に関するフライヤー](#) [PDFファイル/1.78MB]

研修事業、支援事業についてはこちら [「ACP普及啓発支援事業」](#)

講師調整依頼、その他についてはこちら [「人生会議（ACP）相談対応支援事業について」](#)

自らが希望する医療・ケアを受けるために

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。命の危機が迫った状態になると、約70%の方が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりできなくなると言われています。

あなたが大切にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療・ケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有する取組を「アドバンス・ケア・プランニング（以下、ACPという。）」といい、自らが希望する医療やケアを受けるための大切なプロセスになっています。

しかしながら、国がまとめた報告書（※）によると、人生の最終段階における医療・療養について、家族等や医療介護関係者と話し合ったことがある人の割合は、平成25年からほとんど変わっていません。

政府は、ACPの愛称を「人生会議」に決定するとともに、毎年11月30日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としました。

この機会に『人生会議（ACP）』について考えてみませんか？

※ H30.3「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」（人生の最終段階における医療の普及啓発の在り方に関する検討会）（外部サイト）

【参考】

- ・ ACP普及・啓発リーフレット（厚生労働省） [PDFファイル/842KB]
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン [PDFファイル/102KB]
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（解説編） [PDFファイル/211KB]

そもそも『人生会議（ACP）』って？

『人生会議（ACP）』とは、これからご自身が受ける医療やケアについて、自分の考えを家族や近い方、医療・ケアチームと繰り返し話し合い、考え、「心づもり」として書き留めたものを周囲と共有する、という、ご自身の意思決定を支援する手順のことです。

あなたは今後どんな生き方をしたいですか？ 大切な人にどんな生き方をしてほしいですか？

自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていること、どこでどのような医療・ケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

※このような取組は、個人の主体的な行いによって進めるものです。知りたくない、考えたくない方への配慮が必要です。

『人生会議（ACP）』の進め方（例）

(1) もし病気になったら・・・、まずは考えてみましょう

◇ どんな治療・ケアを受けたいですか？

- 例えば・・・
- ・ 病氣と闘って一日でも長く生きたい。
 - ・ 延命につながるだけの処置は避けたい。
 - ・ 自分が望む生活ができる程度に、苦痛をとる治療を受けたい。 など

◇ どんな所で療養したいですか？

- 例えば・・・
- ・ 家族やヘルパーなどのサポートを受けながら、できるだけ住み慣れた自宅で生活したい。
 - ・ 病院や施設で療養したい。 など

(2) 考えた内容を、話し合い、共有しましょう

希望や思いは、時間の経過や健康状態によって変化していくものであり、一度で決まるものではありません。

下記のサイクルを参考に、何度も繰り返して考え、話し合いましょう。



STEP 1 治療する際に、大切にしたいことを考えてみましょう

あなたが大切にしていること、望んでいることを考えてみましょう。

今のあなたの思いを示しておくことは、将来的に家族などがあなたの気持ちを考慮して判断をおこなう際に役立ちます。

STEP 2 もしものとき、あなたの思いを伝えてくれる人を選びましょう

もしものとき、あなたが自分の意思を伝えることができなくなった場合に、あなたに代わって意向を伝えてくれる人を選んでおきましょう。

どんな時でもあなたの希望を尊重できる、信頼できる人を選びましょう。

STEP 3 かかりつけ医に質問してみましょう

あなたの健康状態、病気の場合は病名や病状、今後予想される経過や必要な医療・ケアについて、かかりつけ医に質問し、健康について学び、考えてみましょう。

STEP 4 希望する医療やケアについて話し合いましょ

医療・ケアや生活に関する希望や思いを、家族・代理人・医療者等と話し合い、理解してもらいましょう。

STEP 5 書き留めておきましょう

話し合った内容は記録として書き残し、周囲と共有しておきましょう。

病気になっても、住み慣れた環境で過ごしたいご意向をお持ちの方へ

病気等になり通院が困難な場合であっても、自宅などの生活の場において、医療を受けることができる「在宅医療」をご存じですか？

国の調査によると、約70%の方が自宅での最期を希望しているにもかかわらず、実際に自宅で亡くなった方は約15%しかいません。

- 在宅医療は、通院が困難な場合に自宅などの生活の場において、医師、看護師、歯科医師、薬剤師等がチームとなって提供する医療です。
- 住み慣れた環境で家族やペットとともに過ごすなど、自分のペースで生活できることが最大のメリットです。



◇在宅医療を受けるには？

- ・退院時に、在宅での医療について、病院担当者と相談しましょう。
- ・また、医療だけでなく、自身にあった暮らしについてもケアマネジャーや地域包括支援センター等と相談しましょう。

◇誰でも受けられるの？

- ・年齢や病気に制限なく、誰でも受けることができます。人工呼吸器や経管栄養などが必要でも、症状が安定していれば在宅療養は可能です。

◇病状が急変したら？

- ・訪問診療で対応できない場合は、入院での治療になります。

・あらかじめ急変時の対応についてかかりつけ医と相談しておきましょう。

【参考】

- ・ 厚生労働省「人生会議してみませんか」(外部サイトを別ウィンドウで開きます)
- ・ 地域包括支援センター一覧 (ページ内にリンクあり) (別ウィンドウで開きます)
- ・ 大阪府「上手に医療を受けるために から知っておきたいことから」

人生会議に関する各種調査

人生会議 (ACP) に関する認知度調査 (インターネット調査)

令和5年度調査：調査結果は [こちら](#) [PDFファイル/1.17MB]

府民の健康をサポートするアプリ「アスマイル」による調査

令和4年度調査：調査結果は [こちら](#) [Wordファイル/691KB]

このページの作成所属

健康医療部 保健医療室保健医療企画課 在宅医療推進グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [健康・医療](#) > [医療機関・医療人材](#) > [在宅医療の推進について](#) > [アドバンス・ケア・プランニング \(ACP、愛称『人生会議』\)](#) をご存じですか？

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府
(法人番号
4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

(代表電話) 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

(代表電話) 06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

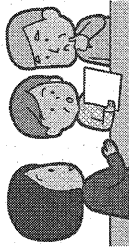
© Copyright 2003-2024 Osaka Prefecture, All rights reserved.

決められない人だから
代わりに決めてあげる
から

本人の意思に基づいて
「本人が決める」ことのできる
支援人

意思決定支援の重要性

- 一人ひとりが自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことはとても重要なことであって、このことは認知症の人についても同様のことです。



意思決定支援とは

- 認知症の人（認知症と診断された場合のほか、認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な人を含みます）であっても、その能力を最大限活かして、日常生活・社会生活に関し自らの意思に基づいた生活を送ることができるようになるために、意思決定支援に関わる全ての人による本人支援、と示されています。

日常生活での「決める」の場面とは

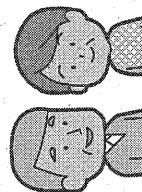
- ▶ 自分の好きなものを食べる、運んだ服を着る
- ▶ 行きたいと思う場所に出かける
- ▶ 入所中の施設の行事に参加する など

→ これまでの生活や価値観が反映される場面
日常生活の生活が確保されることが尊重される場面

社会生活での「決める」の場面とは

- ▶ 住まいの場を選ぶ、独り暮らしを選ぶ
- ▶ 介護・ケアサービスを選ぶ など
- ▶ 自己を売却する

→ 本人の意思に基づいて意思決定することのできる場面
大きな影響が生じる場面



認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

ガイドラインを
読むには
こちらから



意思決定支援やガイドラインをもっと知りたい

ガイドラインをくわしく解説してほしい(ガイドライン補助資料)

意思決定支援ガイドラインの
読み方と活かし方



ガイドラインを
どう読んで、
どう活かすか、
事例に沿って
分かりやすく

ガイドラインの説明を聞いてみたい(専門職研修動画教材)

意思決定支援ガイドライン研修
(医療職向け組み込み型研修)



ご本人の声
(メッセージ)
もあります

意思決定支援ガイドライン研修
(介護職向け組み込み型研修)



認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

令和3年度 老人保健事業推進等補助金(老人保健職研修等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの
普及・定着に向けた調査研究事業 編

令和3年度
老人保健事業推進等補助金
(老人保健職研修等事業分)

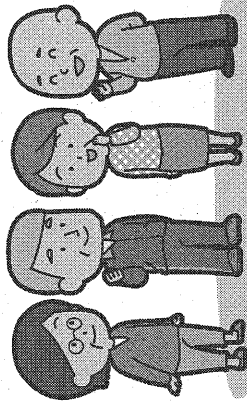
認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

あなたの「決める」を
みんなですでさせる

意思決定支援にかかわる

すべての人を知っておいでほしいこと

できることはたくさんある。
それを願ってほしい、
かなえたい。



意思
表明

意思
形成

意思
実現

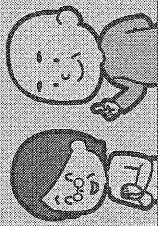
ご本人の 声 で説明します

時間・場所、一緒にいる人

○ こうしたい、どっちがいい、などを決める
とき、まず自分を知ってくれて、話を聞いて
くれるような信頼できる人に支援してほ
しいよ。

○ 立ち会う人も、遠慮なく自分の意見が言
えるような人がいいね。

○ 普段行かないような慣れない場所よりも、
自宅がいいです。ありがたいけど、大勢
で取り囲まれ
ちゃ、言いた
いこともあま
り言えないし。



53

「思う」「考える」をさせえる

○ 自分で選んで決めたいけど、違いがよく分
からないから選べないなあ。

○ たくさん説明してくれるときは、ゆっくり
と分かちややすくお願いします。あと、紙
に図や表などで書いてくれると分かちや
すいです。

○ 「Aですか・Bですか」だけじゃなくて、「阿
がたいですか」、「どうしたいですか」つ
いて聞かれる方が、したいことを言いやすい
のになあ。

○ 説明の途中で、確認してくれるといいで
す。最初の方に言われたことがあやふや
になっちゃうから。

確認や振り返り

○ 支援に関わる皆さんに自分のことを分
かつてもらえると安心だし、前に言ったこ
と、ちよつとしたこと、覚えていてほし
いよ。

○ 一緒に考えたことを、一緒に振り返れば
思い出すこともあります。決めていく途
中のていねいな支援がうれしいです。

意思決定支援の原則

1 本人の意思の尊重

2 本人の意思決定能力への配慮

3 早期からの継続的支援

意思決定支援のプロセス(流れ)

環境の整備

意思決定支援の3要素

意思形成 の支援

適切な情報、認識、
環境の下で意思が
形成されることに
対する支援

意思表明 の支援

形成された意思を
適切に表明・表出
することに対する
支援

意思実現 の支援

本人の意思を日常
生活・社会生活に
反映することに
対する支援

プロセスの記録・確認・振り返り

それぞれのプロセスの具体的な内容は、
ガイドラインや「読み方と活かし方」を参照してください。

支援者の 声 で説明します

“させえる”ための原則

- ご本人が表明された意思（何をしたい、
どっちがいい、など）を聴き、それを尊
重することから始まります。
- 支援する側の目線や都合ではなく、ご本
人の自己決定を尊重します。
- ご本人が決定するために必要な情報を、
保たれている認知能力に応じて、工夫や
確認をしながら説明していきます。
- 言葉だけでなく、身振り・手振り、表情
の変化も読み取っていきます。
- 早い段階から、伴走するように、ご本人
の「決める」を支援していきます。

「話す」「伝える」をさせえる

- ご本人が意思を伝えられるように、時間
をかけて、コミュニケーションを取る中で
聞くことを心がけています。
- 私たちも同じですが、時間が経ったり、
状況が変わったり、最初の意思は変わる
ものです。時間をおいて、何度でも私た
ちに話してください。

- ご本人の生活歴や普段の様子・価値観な
どから「おかしいな」「迷ってるのかな」
と感じたときは、一旦立ち止まって、ご
本人にも、もう一度確認し
ていきます。



「する」「かなえる」をさせえる

- ご本人の意思を、多職種協働や社会資源
も活用しながら、日常生活・社会生活に
反映できるよう伴走していきます。
- 実際にやってみて、ご本人の意思が変わ
ることもあります。ご本人にとって無理の
ない提案をしながら継続的に支援してい
きます。

事前のご確認



パソコン

OS：Windows10またはWindows11（最新のWindows Updateを適用していること）
推奨モニター解像度：1366×768ピクセル以上



ソフトウェア

ブラウザ：Microsoft EdgeまたはGoogle Chrome
PDFビューアー：Adobe Acrobat Reader 推奨

よくある質問

- Q. ケアプランデータ連携システムを導入するにはどのような準備が必要ですか？
A. 標準仕様に対応した介護ソフトの導入、クライアントソフトと電子証明書のインストール、システム利用申請が必要です。詳細は公式サポートサイト「ケアプランデータ連携システム導入フロー」をご参照ください。
- Q. ライセンス料はいくらでしょうか？
A. 1事業所番号ごとに年間21,000円（税込）で、1年ごとに更新申請いただく必要があります。
- Q. データ連携できる事業所を教えてください。
A. 福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET（ワムネット）」より検索することができます。
<https://www.wam-go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top>

54

ケアプランのやりとりを、紙からデジタルへ。

公益社団法人
国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

公式サイト

詳しいご説明を掲載したサイトをご用意。
使用開始までの手順などを動画つきで解説しています。

ケアプラン ヘルプデスク 検索

<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

電話でのお問い合わせ

TEL 0120-584-708

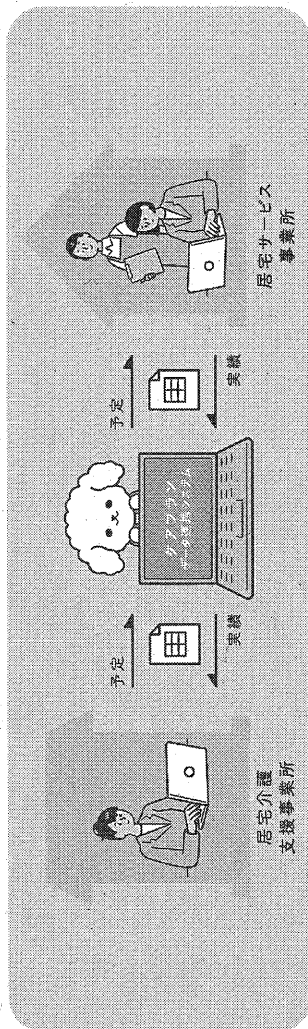
受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く）
年末年始（12月29日～1月3日）は、お休みさせていただきます。



2023.09

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。



介護分野の生産性向上を図り、いきいきと働ける職場を実現するためには、ICTを介護現場のインフラとして活用することが重要です。

厚生労働省では、事業所間でやりとりされる情報について、データ連携の約束事を「ケアプラン標準仕様」として定めています。

その約束事に従って、異なる介護ソフト同士でも安心してつながれる基盤として、国民健康保険中央会は「ケアプランデータ連携システム」を提供します。

3つのメリット

① かんたん

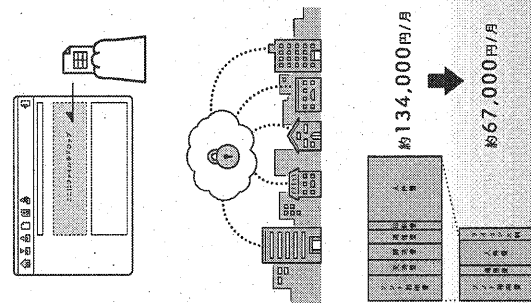
計画書(1表、2表)や提供票データ(6表、7表)といったCSVファイルなどを、ドラッグ&ドロップするだけで準備完了。郵送やFAXなどの送付の手間から解放。

② あんしん

記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。介護報酬請求で使用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。導入から運用まで、安心のサポート体制を提供。

③ さくげん

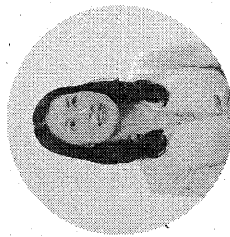
やりとりにかかる業務時間を約1/3に抑えられる研究結果があります。費用については、ライセンス料21,000円の投資で年間約80万円の削減が見込めます。



(出典：令和2年度老人保健推進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」)

推奨の言葉

「今の時代に、なくてはならないもの」だと思います。ケアマネジャーの仕事である「モニタリング」は人が行わなければならないものですが、もう一方の「給付管理」は効率化が可能な事務作業です。「給付管理」の時間を短くして、「モニタリング」にあてれば、ケアマネジメントが非常に豊かになっていくと思います。



国際医療福祉大学大学院
医療福祉経営専攻
石山 麗子教授

導入したきっかけは、スタッフの負担を減らし、利用者さんとの時間を取ってほしかったためです。システムの操作は、ドラッグ&ドロップと、ワンクリックだけで利用できます。介護業界の時代が変わる瞬間で、間違いない大きな手段の一つだと思っています。



居宅介護支援事業所
株式会社トライドマネジメント
長谷川 徹代表

利用開始までの流れ

